



私立高等学校等の授業料無償化制度について

【国】高等学校等就学支援金・高校生等臨時支援金 【大阪府】私立高等学校等授業料支援補助金

©2014 大阪府もずやん

■授業料無償化制度の趣旨

大阪府では、大阪の全ての子どもたちを対象に、所得や世帯の子ども的人数に制限なく、自らの可能性を追求できる社会の実現と子育て世帯の教育費負担を軽減し、子育てしやすいまち・大阪の実現に向けて、【国】高等学校等就学支援金及び高校生等臨時支援金（以下「就学支援金等」）と併せて【大阪府】私立高等学校等授業料支援補助金（以下「授業料支援補助金」）を交付することにより、保護者等が負担する授業料を無償化するものです。

■授業料無償化制度の内容（新制度）

①就学支援金等（国制度）

《全日制高校・専修学校高等課程等》

保護者等全員の「課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は調整控除の額に3/4を掛けて計算）」の合算額に応じて、月額9,900円（年額118,800円）又は月額33,000円（年額396,000）が支給されます。

《通信制高校》

単位制の場合、保護者等全員の「課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は調整控除の額に3/4を掛けて計算）」の合算額に応じて、1単位あたり4,812円又は1単位あたり12,030円が支給されます。

（年間30単位、通算74単位が上限）。

※就学支援金は、年間30単位、通算74単位が上限

※高校生等臨時支援金は、年間24単位が上限

毎月1日に在学する生徒が支給対象となり、補助金は学校を所管する都道府県から私立高校等へ振り込まれます。

【就学支援金の支給額】在学する私立高校等の授業料額が上限となります。

モデル世帯（※1）の 年収めやす	課税標準額×6% －調整控除額（※2）	全日制高校 専修学校高等課程等	通信制高校 （単位あたり授業料）	通信制高校 （定額授業料）
590万円未満	154,500円未満	月額33,000円 （年額396,000円）	1単位あたり 12,030円	月額24,750円 （年額297,000円）
910万円未満	304,200円未満	月額 9,900円 （年額118,800円）	1単位あたり 4,812円	月額 9,900円 （年額118,800円）
910万円以上※3	304,200円以上	月額 9,900円 （年額118,800円）	24単位まで 1単位あたり 4,812円	月額 9,900円 （年額118,800円）

※1 保護者等のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯

※2 保護者等全員の「課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は、調整控除の額に3/4を掛けて計算）」の合算

※3 高校生等臨時支援金を支給

②授業料支援補助金（府制度）

大阪府内在住の生徒・保護者等が対象

【受給要件】

- ・国の就学支援金等を申請していること（※1）
- ・受給する月の1日時点で原則として生徒と保護者等全員が大阪府内に在住していること（※2）
- ・受給する月の1日時点で「就学支援推進校（※3）」に在籍していること

※1 就学支援金の支給期間上限（全日制は36ヶ月、通信制は48ヶ月）と支給単位数上限（単位制授業料の学校のみ、年間30単位・通算74単位）の範囲内で授業料支援補助金の支給対象となります。

※2 生徒又は保護者の一方が府外に在住していても対象となる場合があります。詳しくは3ページの「その他留意事項」10・11を参照してください。

※3 大阪府ホームページに就学支援推進校の一覧を掲載しています。

■授業料支援（①就学支援金等＋②授業料支援補助金）の内容（令和6年度新制度） 《全日制高校・専修学校高等課程等》

- ・保護者等全員の所得に関係なく、就学支援金等と合わせて標準授業料（年間63万円）を上限に補助金が交付されます。

※授業料等が年間63万円未満の学校の場合は、その額が補助上限となります。

※授業料等が年間63万円を超える学校の場合は、63万円を超える額は保護者負担となります。

《通信制高校》

- ・保護者等全員の所得に関係なく、就学支援金等と合わせて標準授業料（単位あたり授業料の場合は1単位あたり12,030円、定額授業料の場合は年額297,000円）を上限に補助金が交付されます。

※授業料等が標準授業料未満の学校の場合は、その額が補助上限となります。

※授業料等が標準授業料を超える学校の場合は、標準授業料を超える額は保護者負担となります。

■申請に必要な提出書類

就学支援金等・授業料支援補助金を受けるためには、私立高校等で申請手続きが必要です。

学校の案内に従って、以下の書類を提出してください。

- 就学支援金等（令和6年度に申請を行っていない場合は4月頃（4月の申請にて所得制限となった場合は7月頃））
学校を所管する都道府県によって申請方法が異なりますので、お通いの学校にご確認ください。

○授業料支援補助金（7月頃～）

- ・**授業料支援申請書**（申請書様式は大阪府内に住所がある生徒に学校から配布されます。）

- ※ 授業料支援補助金における所得確認は、国の就学支援金の判定結果を利用して行いますので、授業料支援補助金の申請のために、保護者等全員の所得を確認する書類を改めて提出する必要はありません。
- ※ その他、世帯の状況により、別途書類の提出が必要になる場合があります。
詳しくは、お通いの学校の案内に従ってください。

■ その他留意事項

1. この制度における保護者とは、生徒の「親権者」を指します（生徒との同居、別居は問いません）。親権者がいない場合など、特別な事情がある場合は学校へご相談ください。
2. 所得区分については、保護者等全員の所得に基づき毎年度判定します。（申請時及び毎年度7月）
3. 税の更正や大阪府外への転居、離婚等による保護者等の変更等があった場合は、支給額が変わることがありますので、速やかに学校へ連絡してください。
4. 保護者等のうち一方（またはひとり親）が海外に在住しており、市町村民税が課税されない場合は、日本国内に在住している保護者等の市町村民税を確認し、年収めやす910万円未満であれば、就学支援金基礎額（月額9,900円（通信制高校は1単位あたり4,812円））が支給されます。また、仕事等のやむを得ない事情により海外在住となっている場合は授業料支援補助金も対象となります。保護者等全員（両親）が海外に在住しており、市町村民税が課税されない場合、就学支援金基礎額（月額9,900円（通信制高校は1単位あたり4,812円））のみ支給され、就学支援金の加算分と授業料支援補助金については支給対象外となります。
5. 就学支援金等は授業料のみ、授業料支援補助金は授業料と全ての生徒が一律で納付するもの（施設整備費等の経常的納付金）が支援の対象です。入学金や教科書代、修学旅行費など、授業料以外の納付金は、支援の対象外です。
6. 授業料の還付や相殺（差し引き）の方法は、私立高校等によって異なります。詳細は学校の事務室にお問合せください。
7. 私立高校等が独自に実施する奨学金や減免制度が適用される場合は、支給額が減額されることがあります。
8. 他の地方公共団体（都道府県など）が実施する同種の補助金等の交付を受けている月について、授業料支援補助金は支給されません。
9. 生徒と保護者等全員が各月1日に大阪府内に住所がない場合は、その月の授業料支援補助金は支給されません。
10. 保護者等のうち一人が、勤務先の命令により他府県に単身で赴任せざるを得なくなった場合は、辞令の写し等を申請書類に添付することで、大阪府内在住とみなすことができます。また仕事・介護・入院等のやむを得ない事情により保護者等のうち一人が府外に住所を移す場合も大阪府内在住とみなせる場合がございます。必要書類等については学校の事務室へご相談ください。
11. 保護者等が府内在住であるが、生徒が進学のため他府県の寮に入ったり、親戚宅へ下宿する場合は大阪府内在住とみなすことができます。
12. 生徒が私立高校等を転退学した場合、在学期間中の要件を満たす月について授業料支援補助金が支給されます（就学支援金等は、各月1日に在学する生徒が支給対象となります。）。
13. 無償化制度の対象であっても、令和6年・7年の経過措置期間については一部授業料等の納付が必要になる場合があります（授業料等の納付が困難な場合は、在学する学校の事務室にご相談ください。）。
14. 私立高校等に在学中、保護者等の失職や病気などにより家計が急変し、授業料の納付が困難になったときは、別途、就学支援金（家計急変世帯に対する支援）の対象となる場合があります。詳細については学校の事務室にお問い合わせください。
15. この制度は、令和7年度の2・3年生に適用されます。



©2014 大阪府もずやん

■ 詳細については大阪府ホームページに掲載しています。

「私立高校生等に対する授業料支援について」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/shigakumushouka/>

【制度に関する問い合わせ先】

大阪府 府民お問合せセンター ピピっとライン

電話：06-6910-8001

FAX：06-6910-8005

大阪府 教育庁 私学課

〒540-8570 大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府新別館南館10階

電話：06-6941-0351（代） FAX：06-6210-9276

※申請書類の提出期限や授業料の還付・相殺の時期については各私立学校へお問い合わせください。

ホームページは、携帯・スマートフォンからもご覧いただけます

